

令和5年2月8日 14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社朝日工務店

期間: 令和5年2月8日から令和5年3月21日まで(6週間)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社朝日工務店が建設業許可部局より3日間の営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 中川 勝文 (内線 6310)

経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

令和5年2月8日
近畿地方整備局

株式会社朝日工務店に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社朝日工務店は、令和4年12月14日付けで建設業許可部局(大阪府)より、以下の処分を受けた。

吹田市内の民間発注工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して解体工事業に係る同項の許可を受けずに請負代金が建設業法施行令第1条の2に定める金額以上となる建設工事を請け負ったとして、3日間の営業の停止。

2. 指名停止措置理由

株式会社朝日工務店が、建設業許可部局より3日間の営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社朝日工務店

大阪府大阪市天王寺区細工谷1-10-13

代表取締役 植田 力子

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年2月8日から令和5年3月21日まで(6週間)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)